

電子的診療情報連携体制整備加算について

- * 当院では診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施しております。
- * 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- * 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

上記の体制により、令和 8 年 6 月 1 日より、電子的診療情報連携体制整備加算 3 として以下の点数を算定いたします。

初診時 4 点

再診時 2 点(月に 1 回)

相模皮膚科